

移動支援事業は、障がいのある方の外出の際にヘルパーが付き添い、移動を支援するサービスです。

市川市では、令和7年4月より、下記の「通学支援の対象となる方」が特別支援学校等へ通学する場合に、移動支援事業を利用できるようになります。

移動支援事業の対象者

- (1) 肢体不自由1級の障がいのある方で、両上肢及び両下肢の機能の障がいのある方等
- (2) 知的障がいのある方
- (3) 精神障がいのある方
- (4) 難病患者等であって、(1)に準ずる方

通学支援の対象となる方(令和7年4月開始)

上記対象者のうち、市内に住所を有し、自身の力で居宅から特別支援学校等まで通学することが困難で、次の①又は②のいずれかに該当する方。

- ① 本人に重度の障がい等(※1)の特性があること。
 - ② 保護者等に特別な事情(※2)があり、他の送迎手段や付き添いが得られないこと。
- (※1) 重度心身障害、医療的ケア、強度行動障害等
- (※2) ひとり親世帯、単身赴任、世帯に複数の障がい児、保護者の疾病、同居者への介護等

通学支援対象者の支給決定時間数

上限40時間／月
(通常の支給決定時間
20時間／月を含む)

利用者負担額

サービス単価(※1)の10%または無料(※2)

(※1) 身体介護を伴う方、30分～1時間以下の利用
→4,280円／回(利用者負担額:428円／回)

(※2) 利用者の属する世帯の所得状況によります。

市町村民税課税世帯	:10%
市町村民税課税世帯(均等割のみ課税)	}:無料
市町村民税非課税世帯 等	

サービス利用までの流れ

- 1 市役所に事前相談・申請 (聞き取り調査・書類の提出。窓口予約を推奨)
- 2 市が支給決定・受給者証を郵送 (①から2週間かかります)
- 3 事業者を探す (市に登録している事業所一覧からお探してください)
- 4 事業者と直接契約 (受給者証を提示し、事業者と直接契約してください)
- 5 サービスの利用開始



窓口予約はこちら

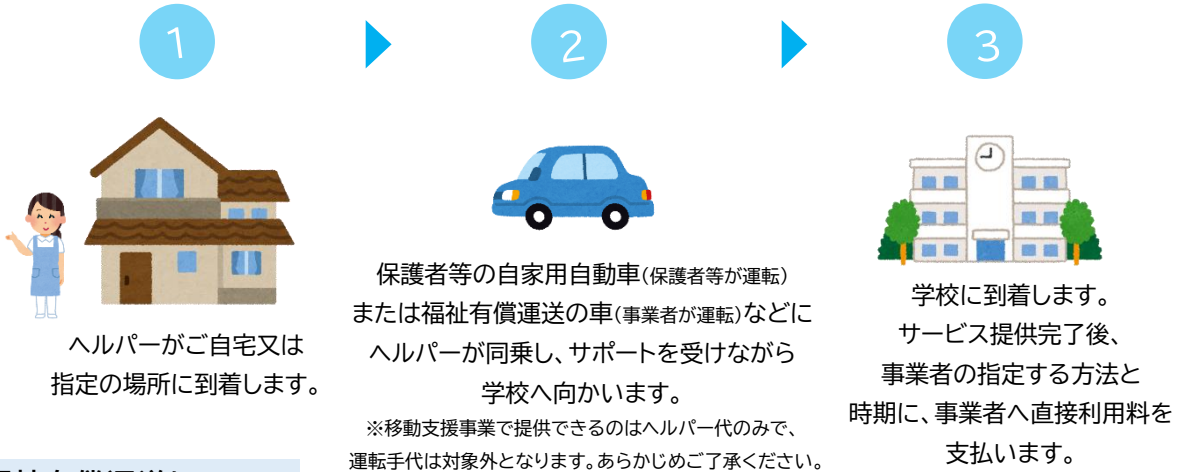


市川市移動支援登録事業所
一覧はこちら

利用イメージ、事業の詳細・問い合わせ先は裏面をご確認ください

ー 利用イメージ ー

1. 車で通学する場合



福祉有償運送について

障がい等の理由で公共交通機関を一人で利用することが困難な方に対して、NPO法人や社会福祉法人等が自家用自動車で外出を支援するサービスです。料金はおおむね、タクシー料金の半分以上となりますが、その他に**迎車料金・介助料金・待機料金・添乗料金等**がかかる場合があります。

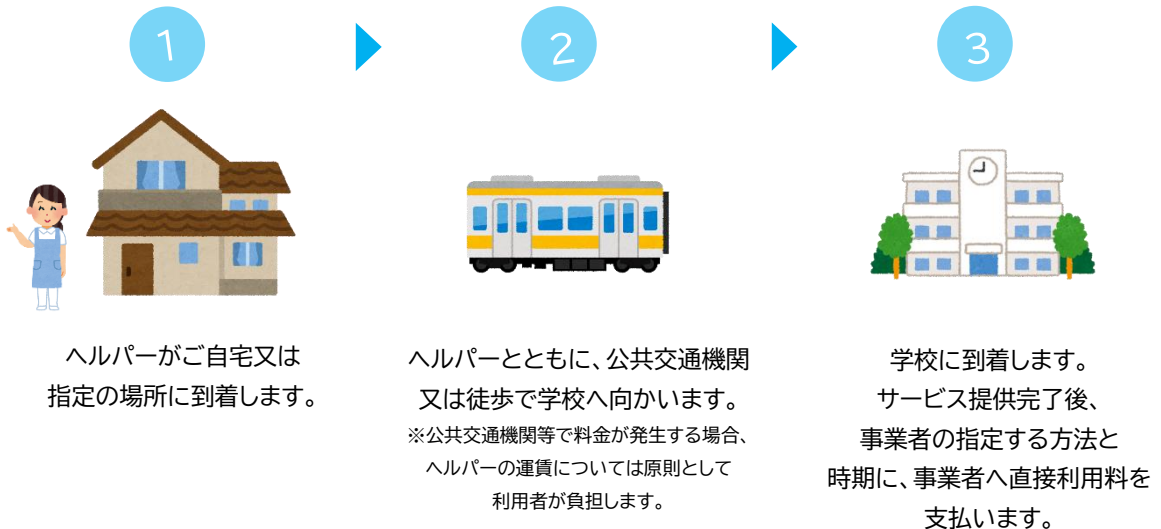
※事業者により料金が異なりますので、詳細は事業者に直接お問い合わせください。

料金例:入会金1,000円 年会費2,000円、5kmまで500円 以降1kmごとに150円



福祉有償運送の詳細はこちら

2. 公共交通機関(電車、バス等)又は徒歩で通学する場合



ー 事業の詳細・問い合わせ先 ー



市公式ホームページ

市川市 移動支援

検索

市川市障がい者支援課 相談グループ

☎ 047-712-8517(直通)

FAX 047-712-8727